主 文 原判決を破棄する。 本件を原裁判所に差し戻す。 理 由

本件控訴の趣意は検察官納富恒憲作成名義の控訴趣意書記載のとおりであるから これを引用する。 同控訴趣意について、

記録を調べると、被告人外一名に対する起訴状記載の公訴事実中、被告人に対するに対すると、被告人は…が飲酒中、Aか……「チビの癖に意気だ、若僧の癖になめている」といつたので憤慨してAと喧嘩となり、かねを気粗暴な被告人Bは、右Aを殺害せんことを決意し、……作業用ナイフを抜き取り、Aの頸部胸部腹部等を約十九回突き刺し因つて同人の頭部腹部であると、出血多量によりに間もなくを部である。 中九箇所に刺創十九の傷害を負わせ、出血多量によりの記載があること、原審は右(二)の訴因中「かねて短気粗暴な被告人Bは」との事項の記載は不可るに必要な、事件につき裁判官に予断を生ぜしめるおそれの事項の構成要件該当の事実自体でもなく、事件につき裁判官に持定とがるおそれの本に違反し、これによって生じた。 事項にあたるものと解すべきであるから、右事項を記載したは対するととの事項にあたるものと解すべきであるから、右事項を記載したなれによって生じた。 まは爾後これを払拭することができないので無効であるとして本件公訴を棄却してある。

この点について原判決は、「かねて短気粗暴」というような被告人の悪性が犯行の内在的原因であるとすれば、右のような犯行の内在的原因の存否は、被告人が当該犯行を行つたか否かによつて証明されねばならないものであるから、かかる事項を起訴状に記載することがとりもなおさず前示条項(刑事訴訟法第二百五十六条第六項)に違反する」と説示しているが、前記の如き犯行の内在的原因の存否は常に必らず被告人が当該犯行を行つたか否かによつてのみ証明されなければならないものとは限らないのであつて逆に、右犯行の内在的原因が公訴事実の存在以外の他の資料によつて証明されることによりそれが公訴事実認定の一資料となり得る場合の存することに想到するならば、原判決のした右説示は必らずしも正鵠を得たものとはいい難い。

以上説明したところにより、被告人に対する本件起訴状記載の殺人罪の訴因中「かねて短気粗暴な被告人Bは」との記載事項は、刑事訴訟法第二百五十六条第六項にいわゆる裁判官に予断を抱かしめるおそれのある事項にあたらないものと解するのが相当であるから、原審が右の記載事項を以て同条項に違反する事項を記載したものと解して右起訴状を無効とし、木件公訴を棄却したのは、法令の解釈を誤った結果、不法に公訴を棄却したものというの外ないので、原判決は刑事訴訟法第三百七十八条第二号第三百九十七条第一項に則り破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、原判決を破棄した上、同法第三百九十八条に従い、これを原裁判所に差 し戻すべきものとし、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 酉岡稔 裁判官 後藤師朗 裁判官 大曲壮次朗)